

個人情報取扱原則の例外事項

2 本人からの収集の原則に関する例外事項（条例第6条第1項第6号）

(1) 類型

番号	類 型	本人以外のものから収集する理由又は必要性
1	<p>栄典、表彰等の選考を行うに当たり、候補者以外のものから候補者に関する個人情報を収集するとき。</p>	<p>栄典、表彰等の事務の性質上、本人に知られることにより事務の公正な運営に支障を来したり、本人に事前に期待感を抱かせることにより選考からもれた場合の不信感につながるなど、事務の円滑な実施を困難にするおそれがある。</p> <p>また、本人から収集したのでは、情報の客観性、正確性を確保することができず、事務の遂行に支障が生じる。</p>
2	<p>委員、講師、指導者、助言者等の選任を行うに当たり、候補者以外のものから候補者に関する個人情報を収集するとき。</p>	<p>委員等の適任者を幅広く求めるため、候補者以外のものから候補者に関する個人情報を収集する必要がある。</p> <p>また、本人から収集したのでは、情報の客観性、正確性を確保することができず、事務の遂行に支障が生じる。</p> <p>さらに、選任の事務の性質上、本人に知られることにより、事務の公正な運営に支障を来したり、本人に事前に期待感を抱かせることにより対象外となった場合の不信感につながる等事務の円滑な実施を困難にするおそれがある。</p>
3	<p>県民等からの相談、要望、陳情、苦情、意見等、本人の自由な意思で提供される情報の中に、当該本人以外の者の個人情報が含まれているとき。</p>	<p>県民等から寄せられる相談等の中には、本人以外の者に関する個人情報が含まれている場合には、当該個人情報を収集しなければ、事務を公正かつ適切に処理することができない。</p> <p>相談等の内容は、相談者等の自由な意思により一方的に提供されるものであり、その性質上、収集の選択の余地がない。</p>
4	<p>教育、評価、指導、訓練等の事務を行うに当たり、評価等の対象者に関する個人情報を本人以外のものから収集するとき。</p>	<p>教育等の事務を行うに当たっては、本人以外のものから個人情報を収集することが、当該事務の目的達成及び公正かつ円滑な実施のために必要な場合がある。</p> <p>本人から収集したのでは、情報の客観性、正確性を確保することができない場合がある。</p>
5	<p>争訟、交渉、相談等の事務を行うに当たり、本人から収集したのではその目的を達成し得ないとき。</p>	<p>争訟等の事務の性質上、情報の客観性、正確性を確保し、主張立証等を行うために、本人以外のものからの情報収集が必要な場合がある。</p>

番号	類 型	本人以外のものから収集する理由又は必要性
6	各種の申請、届出等に係る事務を行うに当たり、申請者等から申請者以外の者に関する個人情報を収集するとき。	各種の申請等に係る事務を行うに当たり、申請等の内容によっては、申請者等以外の者に関する個人情報を収集することが、当該事務の公正かつ円滑な実施のために必要不可欠な場合がある。
7	実施機関以外のものから送付された資料等の中に個人情報が含まれているとき。	実施機関が取り扱う事務に関して資料等が送付されてきた場合、収集を拒むことは、事実上困難である。 個人情報が報告書等の一部である場合、当該部分を分離して収集することは、事実上困難である。
8	所在不明や精神上的障害により判断能力を欠く常況にある場合などに、本人に関する個人情報を家族や本人が所属する団体等から収集するとき。	所在不明や精神上的障害により判断能力を欠く常況にある場合などにおいては、本人から収集することは困難であり、家族や本人が所属する団体等本人以外のものから個人情報を収集することが必要な場合がある。
9	法人又は事業を営む個人に対して指導又は補助金の交付等を行うに当たり、法人等から当該法人等の職員や当該法人等が設置・運営している施設の利用者等に関する個人情報を収集するとき。	法人等に対する指導、補助金の交付等の事務の適正な遂行に必要な範囲内で、法人等から当該法人等の職員や当該法人等が設置・運営している施設の利用者等に関する個人情報を当該法人等から収集することが不可欠である。これらの個人情報は、当該法人等でなければ保有していない情報である。
10	請負、委託等の契約に当たり、当該契約の請負者、受託者等からその従事者等に関する個人情報を収集するとき。	請負契約等に係る事務事業を適正かつ円滑に遂行するため、契約の内容によっては、当該契約の請負者等の従事者等に関する個人情報を収集することが必要な場合がある。
11	職員の任免等を行うに当たり、職員又は職員の採用候補者に関する個人情報を当該職員等以外のものから収集するとき。	職員の任用に当たっての適格性の審査を公正に行い、又は免職等の処分を行うに当たって、事案に応じた的確な処理を行うため、本人に関する個人情報を本人以外のものから収集することが必要な場合がある。
12	県民等への情報提供を行うための取材等において、対象者の選定に当たり、対象者以外のものから対象者の個人情報を収集し、又は、対象者から対象者以外の者に関する個人情報を収集するとき。	取材等の対象者を選定するに当たっては、取材等の条件に合致する者を把握しなければならないが、そのような者を把握する端緒としては、本人の申出を待つばかりでなく、本人の所属する団体等本人以外のものから本人の個人情報を収集することが必要な場合がある。 一方、取材等で対象者から提供される情報の中には当該対象者以外の個人情報が含まれる場合、分離して収集することが困難であったり、収集しなければ取材等の目的を達成できないことがある。

番号	類 型	本人以外のものから収集する理由又は必要性
1 3	大学の教員等が学術研究及び調査の対象となる情報の収集を行うに当たり、本人以外のものから個人情報収集するとき。	大学、指導研究機関等における学術研究、研究調査等の内容によっては、学術研究等を行う上で必要な個人情報を収集するに当たり、本人以外のものから個人情報を収集することを想定し、又は、本人の同意に基づき収集することが困難な場合がある。
1 4	病院、保健所等の機関が、診療、保健指導、その他の医療保健行政を行うに当たり、患者や受診者等の家族等から本人に関する個人情報を収集するとき。	病院、保健所等において、患者や受診者に対し、的確な治療や保健指導、医療保健行政を行うために、本人の治療歴等に関する個人情報を家族や主治医等本人以外のものから収集することが必要な場合がある。
1 5	公共事業に必要な土地の取得、収用、使用等に当たり、権利関係や評価に関する個人情報を本人以外のものから収集するとき。	土地の取得等に当たっては、当該土地、建物等に関する権利関係をあらかじめ特定する必要がある。また、権利関係や評価等については、正確に把握する必要があり、本人から収集したのでは情報の客観性、正確性を確保することができないため、市町村など、本人以外のものから本人に関する個人情報を収集する必要がある。
1 6	県の融資制度を運営するに当たり、保証人や取扱金融機関等から借受人の償還状況、資産状況等に関する個人情報を収集するとき。	県の各種融資制度を適切に運営するに当たっては、借受人の償還状況等を正確に把握する必要があるが、本人から収集したのでは、情報の客観性、正確性を確保することができず事務の遂行に支障が生じるため、保証人や取扱金融機関等から収集することが必要な場合がある。
1 7	個人情報の開示等において、第三者情報を調査するとき。	個人情報の開示等において、請求等に係る第三者から請求者等に関する個人情報を収集することが必要な場合がある。
1 8	アンケート調査等の対象者の選出を行うに当たり、個人情報を市町村や国等から収集するとき。	アンケート調査等の対象者を選出するに当たっては、無作為抽出による場合など、市町村や国等本人以外のものから個人情報を収集することが、当該事務の目的達成及び円滑な実施のために必要なときがある。

(2) 個別事務

番号	事務の名称 (担当課)	個人の類型	収集する 個人情報	収集先	本人以外の者から収集する理由 又は必要性
1	敬老祝品贈与事務 (高齢者福祉課)	満 7 7 歳、 8 8 歳、9 9 歳、1 0 0 歳を迎え る者	氏名、性 別、生年 月日、電 話番号、 世帯主	県内市町 村長	贈与対象者を特定するためには、個人情報を正確に把握する必要があるが、本人から収集したのでは、多大な労力と本人負担がかかる上、正確性も確保できない。このため、必要な個人情報を保有している市町村から収集し、事務の効率化及び本人の負担の軽減を図る。